

仕 様 書 (リース料決定用)

1 件 名

モノクロデジタル複合機リース

2 リース物件

別紙、物件見積書のとおり

3 リース期間

令和8年7月1日から60か月（1か月毎60回払い）

4 そ の 他

- (1) リース終了後は、リース業者へ返却するものとし、その費用はリース業者が負担すること。（契約書に記載すること）
- (2) リース料に固定資産税、動産総合保険料を含む。
- (3) 本契約は長期継続契約となるため、契約書には下記条項を入れること。

第〇条（予算の減額又は削除に伴う解除）

甲は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

2 前項の規定により甲がこの契約を解除し、乙に損失が生じた場合は、乙はその損失の補償を甲に対して請求できるものとする。

この場合における補償額は、甲乙協議して定める。

5 納入場所

十日町市川西庁舎 2階 地域振興課内
〒948-0192 十日町市水口沢 12 番地

6 納入期限

令和8年7月1日（水）

7 担 当 者

十日町市川西支所 地域振興課 高橋正樹
TEL：025-768-4951（直通）